

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井・日山

26年分確定申告での各種控除の適用誤りに注意を

国税当局は、間近に迫った平成26年分所得税確定申告に向けて各種控除の適用誤り、記載誤り・漏れがないよう周知を行っています。

株の取引を行っている者は、上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る10%軽減税率の特例措置が平成25年12月31日で廃止されています。

また、主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有するゴルフ会員権等を譲渡して生じた譲渡損失については、給与所得などの他の所得と損益通算できないこととされています。ただし、平成26年4月1日以後の当該資産の譲渡により生ずる損失とされていますので、昨年3月末までの譲渡損失であれば適用できます。

そして、国税当局が最も注意喚起しているのは、平成25年分から始まった復興特別所得税の申告。これは、申告初年度の25年分確定申告で手書きによる申告書提出者約980万人のうち約4.7%にあたる約45.7万人が申告書への記載が漏れたため。申告書を手書きする納税者は、くれぐれも記載漏れのないように注意してください。

平成27年度税制改正法案が国会の場に

平成27年度の国税関係の改正を盛り込んだ「所得税法等の一部改正法案」が2月17日に閣議決定されるとともに国会に提出され、いよいよ審議が始まります。法案は、昨年の衆議院選挙に伴う税制改

正大綱の遅れにより昨年よりも2週間近い遅れとなったものの、現在の政治状況から年度内の成立は確実視されています。

主な改正内容をみると、所得税関係では、①少額投資非課税制度(NISA)の投資上限額を現行100万円から120万円に拡充し、新たに親や祖母が20歳未満の子・孫名義の口座を開設し投資(年間投資上限額80万円)できる「子ども版(NISA)」の創設。②住宅ローン減税の拡充等の措置の適用期限を平成31年6月30日まで延長。

法人税関係では、景気の底上げ等の観点から25.5%の法人税率を平成27年度に23.9%に引き下げ、法人事業税所得割の引下げと合わせて28年度には法人実効税率を31.3%まで引き下げる一方、引下げに伴う財源確保のため、欠損金繰越控除や受取配当等の益金不算入の見直しなどが行われます。また、地域再生法の改正を前提に、地方拠点建物等を取得した場合の投資減税の創設や雇用促進税制の拡充を行う「地方拠点強化税制」が創設されます。

その他では、①子や孫の結婚・出産・育児に要する資金の一括贈与に係る非課税措置の創設、②住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充、③今年10月とされていた消費税率(国・地方)10%への引上げ時期を平成29年4月1日へと変更するほか、景気判断条項を削除して実施時期を確定するなどが盛り込まれています。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 1. 所得税及び復興特別所得税の確定申告 | 申告期限.....3月16日(月) |
| 2. 2月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....3月10日(火) |
| 3. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日(火) |
| 4. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日(火) |
| 5. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....3月31日(火) |